

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の  
支援に関する法律施行細則の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年5月19日法律第40号)の施行により、生活保護業務を含む基幹業務システムについて、国が示す標準化基準に適合したシステムを利用すること（以下「システム標準化」という。）が義務付けられたことから、本県の生活保護システムについてもシステム改修を行い、令和7年度中に標準化基準に適合しております。

生活保護事務については、法定受託事務であり、全国統一的な取り扱いを求められているものである。今回のシステム標準化により、生活保護システムから出力される様式については国が示す生活保護システム標準仕様書により定められた様式となり、変更の余地はないものとなることや、「生活保護法施行細則準則について」（平成12年3月31日社援第871号）の別紙「生活保護法施行細則」準則にて様式等について示されており、県で異なる取扱いをすることが想定されないことから「青森県生活保護法施行細則」（平成7年3月青森県規則第23号。以下「生保細則」という。）において定めている各様式について見直しを行うとともにそれに伴う所要の整理を行うこととしています。

このため、上記生保細則の例によることとされている「青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年3月31日青森県規則第26号。以下「中国細則」という。）についても、同様に見直し及び所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 中国細則に規定する様式について、生活保護システム標準仕様書による様式と内容や機能が重複する通知書や命令書等を削除します。
- (2) その他所要の規定整備を行います。

3 今後の予定

公布日：令和8年7月（予定）

施行期日：公布日

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則新旧対照表

改正後	現行
<p>(趣旨) 第一条～第二条 (略)</p> <p><u>(申請書の様式)</u> 第三条 例による生活保護法第二十四条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)の申請書及び支援法第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法施行規則(昭和三十五年厚生省令第二十一号)第一条第五項の申請書は、知事が別に定める。</p>	<p>(趣旨) 第一条～第二条 (略)</p> <p><u>(書類等の作成及び整理)</u> 第三条 知事は、被支援者(現に支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)について、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。 一 <u>基本調査書(第一号様式)</u> 二 <u>支援給付等決定調書(第二号様式)</u> 三 <u>医療支援給付決定調書(第三号様式)</u> 四 <u>介護支援給付決定調書(第四号様式)</u> 五 <u>支援給付金品等支給台帳(第五号様式)</u> 六 <u>ケース記録表(第六号様式)</u> 2 知事は、次に掲げる簿冊を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。 一 <u>支援給付等申請・変更処理簿(第七号様式)</u> 二 <u>支援給付等廃止処理簿(第八号様式)</u></p> <p><u>(支援給付を行った旨の通知等)</u> 第四条 知事は、支援法第十四条第四項(支援法第十五条第三項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法(以下「例による生活保護法」という。)第十九条第二項の規定</p>

改正後	現行
	<p><u>により要支援者（現に支援給付を受けているとしないとかかわらず、支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）に支援給付又は配偶者支援金の支給を行ったときは、前条第一項各号及び第六条第一項又は第二項に規定する書類（配偶者支援金の支給を行ったときにあっては、前条第一項第三号及び第四号に規定するものを除く。）の写しを添付して、速やかにその旨をその者の居住地又は現在地（以下「居住地等」という。）を所管する市長又は福祉事務所に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、例による生活保護法第六十一条の規定により被支援者から居住地を移転した旨の届出があったときは、速やかに、必要な決定を行い、新居住地を所管する市長又は福祉事務所に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定による通知は、前条第一項第一号、第二号又は第六号の書類その他の支援給付又は配偶者支援金の支給の決定又は実施上必要と認められる書類の写しを添付して行うものとする。</u></p> <p><u>（支援給付申請書等）</u></p> <p><u>第五条 例による生活保護法第二十四条第一項本文の規定による支援給付に係る申請書の提出は、支援給付申請書（第九号様式）、資産申告書（第十号様式）及び収入申告書（第十一号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</u></p> <p><u>一 同意書（第十二号様式）</u></p>

改正後	現行
	<p>二 給与証明書（第十三号様式）その他の書類で知事が支援給付の決定上必要と認めるもの</p> <p>2 例による生活保護法第二十四条第九項において準用する同条第一項本文の規定による申請書の提出は、支援給付変更申請書（第十四号様式）、資産申告書及び収入申告書（被支援者の資産及び収入の状況に変更がない場合にあつては、支援給付変更申請書）に申請に係る支援給付の種類に応じ住宅補修等計画書（第十五号様式）、生業計画書（第十六号様式）その他の書類で知事が支援給付の決定上必要と認めるものを添付して行わなければならない。</p> <p>3 支援法第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第一条第五項本文の規定による申請書の提出は、前二項の規定にかかわらず、葬祭支援給付申請書（第十七号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>一 死亡を証明する書類</p> <p>二 <u>葬祭に要した経費を明らかにする書類</u></p> <p><u>（支援給付開始決定通知書等）</u></p> <p><u>第六条 例による生活保護法第二十四条第三項の規定による支援給付の開始の決定を通知する書面及び同条第九項において準用する同条第三項の規定による支援給付の変更の決定を通知する書面並びに例による生活保護法第二十五条第二項の書面は、支援給付開始（変更）</u></p>

改正後	現行
	<p><u>決定通知書（第十八号様式）による。</u></p> <p>2 <u>例による生活保護法第二十四条第三項の規定による配偶者支援金の支給の決定を通知する書面は、配偶者支援金支給決定通知書（第十八号様式の二）による。</u></p> <p>3 <u>例による生活保護法第二十六条の規定による支援給付の停止又は廃止を通知する書面は、支援給付停止（廃止）決定通知書（第十九号様式）による。</u></p> <p>4 <u>例による生活保護法第二十六条の規定による配偶者支援金の支給の停止又は廃止を通知する書面は、配偶者支援金支給停止（廃止）決定通知書（第十九号様式の二）による。</u></p> <p>5 <u>例による生活保護法第二十四条第三項及び同条第九項において準用する同条第三項の規定による支援給付の開始及び変更の申請を却下する決定を通知する書面は、支援給付申請却下通知書（第二十号様式）による。</u></p> <p>6 <u>例による生活保護法第二十四条第三項の規定による配偶者支援金の支給の申請を却下する決定を通知する書面は、配偶者支援金支給申請却下通知書（第二十号様式の二）による。</u></p> <p>7 <u>知事は、例による生活保護法第二十四条第三項、同条第九項において準用する同条第三項、第二十五条第二項又は第二十六条の規定による通知をしたときは、支援給付の要否を決定された者の居住地等を所管する町村長に前各項の通知書の写しを送付するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(入所等の依頼)</p> <p>第<u>四</u>条 知事は、例による生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により被支援者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは</p>	<p><u>(検診命令)</u></p> <p>第七<u>条</u> 知事は、例による生活保護法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、<u>要支援者に対し、次に掲げる書類を交付するものとする。</u></p> <p><u>一 検診命令書（第二十一号様式）</u></p> <p><u>二 検診依頼書（第二十二号様式）</u></p> <p><u>三 検診書（第二十三号様式）</u></p> <p><u>四 検診料請求書（第二十四号様式）</u></p> <p><u>(扶養照会書等)</u></p> <p>第八<u>条</u> 知事は、要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、<u>扶養照会書（第二十五号様式）によるものとする。</u></p> <p><u>2 例による生活保護法第二十四条第八項の書面は、支援給付開始通知書（第二十五号様式の二）による。</u></p> <p><u>3 知事は、例による生活保護法第二十八条第二項の規定により要支援者の扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、扶養義務報告依頼書（第二十五号様式の三）によるものとする。</u></p> <p>(入所等の依頼)</p> <p>第<u>九</u>条 知事は、例による生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により被支援者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは</p>

改正後	現行
<p>その他の適当な施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託しようとするときは、当該施設の長又は当該私人（以下「施設長等」という。）に対し、入所（養護）依頼書（<u>第一号様式</u>）により依頼するものとする。</p>	<p>その他の適当な施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託しようとするときは、当該施設の長又は当該私人（以下「施設長等」という。）に対し、入所（養護）依頼書（<u>第二十六号様式</u>）に次に掲げる書類を添えて依頼するものとする。</p> <p>一 <u>基本調査書（第一号様式）の写し</u></p> <p>二 <u>戸籍謄本</u></p> <p>三 <u>健康診断書</u></p> <p>四 <u>その他必要と認められる書類</u></p> <p><u>（支援給付金の交付方法等）</u></p> <p><u>第十条 知事が被支援者又はその他関係人（以下「被支援者等」という。）に対して出納員をして支援給付金（支援給付として給与し、又は貸与される金銭をいう。以下同じ。）を交付し、又は配偶者支援金を支給する場合においては、当該出納員は、当該被支援者等から支援給付開始（変更）決定通知書若しくは配偶者支援金支給決定通知書又はこれらに代わるものの提示を求めなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、例による生活保護法第十九条第七項第三号の規定により被支援者等に対する支援給付金の交付又は配偶者支援金の支給を町村長に依頼して行う場合においては、当該町村長に対し、指定した交付日又は支給日の三日前までに当該支援給付金又は配偶者支援金に支援給付費等支給仕訳書（<u>第二十七号様式</u>）を添えて交付するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>(保護施設設置届出書等)</p> <p>第五條 例による生活保護法第四十條第二項の規定による届出は、保護施設設置届出書（<u>第二号様式</u>）によらなければならない。</p> <p>2 例による生活保護法第四十一條第二項の申請書は、保護施設設置認可申請書（<u>第三号様式</u>）による。</p>	<p>(保護施設設置届出書等)</p> <p>第十一條 例による生活保護法第四十條第二項の規定による届出は、保護施設設置届出書（<u>第二十八号様式</u>）によらなければならない。</p> <p>2 例による生活保護法第四十一條第二項の申請書は、保護施設設置認可申請書（<u>第二十九号様式</u>）による。</p>
<p>(保護施設変更認可申請書)</p> <p>第六條 例による生活保護法第四十一條第五項の認可の申請は、保護施設変更認可申請書（<u>第四号様式</u>）によらなければならない。</p>	<p>(保護施設変更認可申請書)</p> <p>第十二條 例による生活保護法第四十一條第五項の認可の申請は、保護施設変更認可申請書（<u>第三十号様式</u>）によらなければならない。</p>
<p>(被支援者状況変更届書)</p> <p>第七條 例による生活保護法第四十八條第四項の規定による届出は、被支援者状況変更届書（<u>第五号様式</u>）によらなければならない。</p>	<p>(被支援者状況変更届書)</p> <p>第十三條 例による生活保護法第四十八條第四項の規定による届出は、被支援者状況変更届書（<u>第三十一号様式</u>）によらなければならない。</p>
<p>(保護施設廃止報告書等)</p> <p>第八條 支援法第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法施行規則第七條の規定による報告又は同令第八條の規定による通知をするときは、保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止後三十日以内に、保護施設廃止（事業縮小（休止））報告（通知）書（<u>第六号様式</u>）を知事又は市町村長に提出しなければならない。</p> <p>2 例による生活保護法第四十二條の認可の申請は、保護施設休止（廃止）認可申請書（<u>第七号様式</u>）によらなければならない。</p>	<p>(保護施設廃止報告書等)</p> <p>第十四條 支援法第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法施行規則第七條の規定による報告又は同令第八條の規定による通知をするときは、保護施設の廃止又は事業の縮小若しくは休止後三十日以内に、保護施設廃止（事業縮小（休止））報告（通知）書（<u>第三十二号様式</u>）を知事又は市町村長に提出しなければならない。</p> <p>2 例による生活保護法第四十二條の認可の申請は、保護施設休止（廃止）認可申請書（<u>第三十三号様式</u>）によらなければならない。</p>

改正後	現行
<p>(保護施設事務費請求書等)</p> <p>第九條 例による生活保護法第三十條第一項ただし書の規定により被支援者を入所させ、又は入所若しくは養護の委託を受けた施設長等は、各四半期分の保護施設事務費又は委託事務費を、当該四半期の最初の月の七日までに、知事に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の施設長等は、各四半期分の保護施設事務費又は委託事務費を精算し、当該四半期の最後の月の翌月の七日までに保護施設事務費(委託事務費)精算書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(徴収金充当申出書)</p> <p>第十條 例による生活保護法第七十七條の二第一項又は第七十八條第一項の規定による徴収金に係る例による第七十八條の二第一項の申</p>	<p>(支援給付費等繰替支弁金請求書等)</p> <p><u>第十五條 知事は、例による生活保護法第七十二條第二項の規定による繰替支弁をしたときは、支弁した月の翌月の末日までに支援給付費等繰替支弁金請求書(第三十四号様式)に支援給付費等繰替支弁金計算書(第三十五号様式)及び支出に関する証拠書類の写しを添えて当該費用を支弁すべき市長又は福祉事務所長にその費用の弁償を請求するものとする。</u></p> <p>(保護施設事務費請求書等)</p> <p>第十六條 例による生活保護法第三十條第一項ただし書の規定により被支援者を入所させ、又は入所若しくは養護の委託を受けた施設長等は、各四半期分の保護施設事務費又は委託事務費を、当該四半期の最初の月の七日までに<u>保護施設事務費(委託事務費)請求書(第三十六号様式)により</u>、知事に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の施設長等は、各四半期分の保護施設事務費又は委託事務費を精算し、当該四半期の最後の月の翌月の七日までに保護施設事務費(委託事務費)精算書(第三十七号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(徴収金充当申出書)</p> <p>第十七條 例による生活保護法第七十七條の二第一項の規定による徴収金に係る例による第七十八條の二第一項の申出は、<u>例による生活保</u></p>

改正後	現行
<p>出は、<u>知事が別に定める申出書</u>によらなければならない。</p>	<p><u>護法第七十七条の二第一項の徴収金充当申出書（第三十八号様式）</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>例による生活保護法第七十八条第一項の規定による徴収金に係る例による生活保護法第七十八条の二第一項の申出は、例による生活保護法第七十八条第一項の徴収金充当申出書（第三十九号様式）</u>によらなければならない。</p>

改正後

現行

第1号様式(第3条、第9条関係)

(作成年月日 . . .)

ケース番号	基本調査書 (支援給付等台帳)		開始年月日	年月日	廃止年月日	年月日		
中国残留邦人等 又はその特定配偶 者の氏名	連絡先	自宅・呼出( ) 電話番号 ( )						
本籍地								
現住所	年 月 日から居住							
	年 月 日から居住							
(ふりがな) 氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	学歴	心身の 状況	職業	摘要
		中国残留 邦人等本人	男・ 女	. .				
		特定配偶者	男・ 女	. .				
			男・ 女	. .				
			男・ 女	. .				
			男・ 女	. .				
			男・ 女	. .				
			男・ 女	. .				
			男・ 女	. .				
不在者の 状況	(ふりがな) 氏名	続柄	性別	生年月日	不在の時期及び原因 並びに現況			
			男・ 女	. .				
			男・ 女	. .				
配偶者支援金の支給				有 . 無				
(備考)								

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



改正後

現行

合 計									
支 援 給 付 額 決 定									
種類	最低生活費 (円)	収入充当額 (円)	支 援 給 付 額 (円)	繰越収入認定額(円)					
				種 類	生 活 (円)	住 宅 (円)	一 時 (円)	合 計 (円)	本人支払額 (円)
生活				月分支給額					
住宅				月分支給額					
合計				月分支給額					
一時									
一時支援 給付内訳 (再掲)	生 活 (円)	住 宅 (円)	介 護 (円)	医 療 (円)	出 産 (円)	生 業 (円)	葬 祭 (円)		
配偶者支援金支給決定									
配偶者支援金支給額 (円)									

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第3号様式(第3条関係)

ケース番号									年度	冊の
現住所									支援給付開始	年 月 日
									支援給付廃止	年 月 日
中国残留邦人等 又はその特定配偶者の氏名										担当員氏名

医療支援給付決定調書  
(医療券等発行簿)

決定 何

別表認定欄のとおり決定してよろしいか。

世帯員 番号	氏名	性別	生年月日	年齢	受給者番号 (下3けた)	社会 保険 割	備考
世 帯 構 成	01		男・女	・ ・			
	02		男・女	・ ・			
	03		男・女	・ ・			
	04		男・女	・ ・			
	05		男・女	・ ・			
	06		男・女	・ ・			
	07		男・女	・ ・			
	08		男・女	・ ・			
	09		男・女	・ ・			
	10		男・女	・ ・			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。





改正後

現行

入 ・ 外 ・ 歯		発行 決裁	月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
		意見書												
		支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
入 ・ 外 ・ 歯		発行 決裁	月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		意見書												
		支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
入 ・ 外 ・ 歯		発行 決裁	月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		意見書												
		支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
入 ・ 外 ・ 歯		発行 決裁	月日	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		有効期間	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
		意見書												
		支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



改正後

現行

世帯員 番号	発行決裁月日	品名	取扱業者	金額(円)	提示期限
治 氏 名	. . .				. . .
療 材	. . .				. . .
料	. . .				. . .

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。





改正後

現行

介護券等発行簿1

世帯 番号 サ ビス の 種 別	介 護 機 関 下 (コ ー ド)	月	介 護 券 発 行 状 況													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														
	.....	発行 月日														
		有効 期間	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
		本人 支払額														

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

介護券等発行簿2

ケース番号 世帯員番号 福祉用具販売の別	福祉用具給付状況				
	発行決裁月日	品名	取扱業者	金額(円)	提示期限
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	・				・

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。





改正後

現行

第7号様式(第3条関係)

支援給付等申請・変更処理簿

ケース 番号	申請受付年月日		申請者氏名	中国 等又 は配 所	残 留 者 氏 名	邦 人 特 定 住 名	受 付 印	受 付 印	担 当 員 印	支援給付又は配 偶者支援金区分	処 理 状 況			決 裁 年 月 日	発 送 年 月 日	備 考
	町 役 場	県					グ マ ネ ー ジ ャ ー 印	サ ブ マ ネ ー ジ ャ ー 印	開 始		却 下	取 下 げ				
	..	..												..	..	
	..	..												..	..	
	..	..												..	..	
	..	..												..	..	
	..	..												..	..	
	..	..												..	..	
	..	..												..	..	
	..	..												..	..	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

改正後

現行

第8号様式(第3条関係)

支 援 給 付 等 廃 止 処 理 簿

整 理 番 号	ケ ー ス 番 号	中国残留邦人等又は その特定配偶者の 氏 名	家族数	地 区 名	支援給付又は 配偶者支 援金区分	開 始 年 月 日	廃 止 年 月 日	決 裁 年 月 日	廃 止 理 由	備 考
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		
						・	・	・		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

改正後

現行

第9号様式(第5条関係)

※ ケース番号		支 援 給 付 申 請 書		※ 町 村 役 場 受 付 年 月 日		※ 県受付年月日		
現 住 所		希望する 支援給付の 種 類		生活・住宅・介護・医療・出 産・生業				
家 族 の 状 況	(ふりがな) 氏 名	個人番号	続柄	性別	生年月日	職業 程度	通院又は入院して いる医療機関名	備考
	1		中国残留 邦人等本人	男 ・ 女	・ ・			
	2		特定配偶者	男 ・ 女	・ ・			
	3			男 ・ 女	・ ・			
	4			男 ・ 女	・ ・			
	5			男 ・ 女	・ ・			
	6			男 ・ 女	・ ・			
	7			男 ・ 女	・ ・			
	8			男 ・ 女	・ ・			
	9			男 ・ 女	・ ・			
	10			男 ・ 女	・ ・			
11			男 ・ 女	・ ・				
支援給付を申請する理由(具体的に記入してください。)								
上記のとおり、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を申請します。 年 月 日								
青森県知事 殿				住 所 申請者 要支援者との関係 氏 名				

(記入上の注意) ※印欄には、記入しないでください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第10号様式(第5条関係)

(表)

資 産 申 告 書

青森県知事 殿

年 月 日

住 所  
氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

記

1 不動産

	種 類		面 積	所 有 者	所 在 地	抵当権
土 地	宅 地	有・無				有・無
	山	有・無				有・無
	畑	有・無				有・無
	山 林	有・無				有・無
	原 野	有・無				有・無
建 物	そ の 他	有・無				有・無
	家 屋	有・無				有・無
そ の 他	有・無					有・無
	有・無					有・無

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有・無					円
預 貯 金	有・無	(預貯金先)	(口座番号)	(預貯金者名)	(預貯金額)	円
有 価 証 券	有・無	(種 類)	(額 面)	(現時点での価格)		円

注1 記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

(裏)

生命保険	有・無	(保険会社)	(保険料) 円	(保険金額) 円
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自動車 (自動二輪を含む。)	有・無	(所有者)	(使用者)	(車種)	(排気量) cc	(年式) 年型
事業用機器具 (船、農業用機等)	有・無	(品名)				
貴金属	有・無					
その他	有・無					

4 負債(借金)

	借入先	借入金額	借入れの目的
有・無		円	

(記入上の注意)

- 1 この申告書は、支援給付を受けようとする(受けている)者が記入してください。
- 2 同じ種類の資産が二つ以上ある場合は、その全てを記入してください。
- 3 有価証券は、例えば株券、〇〇債券等と記入し、現在の時点で売った場合のおよその金額を記入してください。
- 4 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上添付してください。
- 5 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(支援法)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項の規定又は刑法の規定により処罰され、又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定により費用等を徴収されることがあります。

改正後

現行

第11号様式(第5条関係)

(表)

取 入 申 告 書

青森県知事 殿

年 月 日

住 所  
氏 名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入〔有・無〕

働いている者の名前	仕事の内容、勤め先(会社名)等	区 分		当 月 分 (見 込 額)	
		収 入	必 要 経 費	収 入	必 要 経 費
		収 入	必要経費①	円	円
		就 労 日 数			
		収 入	必要経費②	円	円
		就 労 日 数			
		収 入	必要経費③	円	円
		就 労 日 数			
必要経費①					
② (前月分)の 主な内容					
③					

2 恩給、年金等による収入〔有・無〕

恩給、年金等を受けた者の氏名	恩給、年金等の種類	年 額 (円)	当 月 分 (見 込 額) (円)

\*種類：国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、健康保険の傷病手当金、労働者災害補償保険等年金の場合は、老齢基礎年金、障害基礎年金等年金の種類も記載してください。

注1 記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

(裏)

3 仕送りによる収入〔有・無〕

仕送りをした者の氏名	内 容	当 月 分 (見 込 み)
	現 金・米・野菜・魚 介・ 他( )	
	現 金・米・野菜・魚 介・ 他( )	
	現 金・米・野菜・魚 介・ 他( )	
	現 金・米・野菜・魚 介・ 他( )	

4 その他の収入〔有・無〕

内 容	当 月 分 (見 込 み)

5 その他将来において見込みのある収入〔有・無〕

内 容	収入見込時期 年 月	収入見込額 円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は、記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- この申告書は、支援給付を受けようとする(受けている)者が記入してください。
- 「1 働いて得た収入」欄は、給与、日雇、内職、農業、漁業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- 農業による収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- 必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- 「4 その他の収入」欄は、生命保険給付金、土地、家屋、農業機械等の賃貸料収入、資産の売却金その他の収入を記入してください。
- 1～5の収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その内容をその下の欄に記入してください。
- 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上添付してください。
- 収入のうち証明書等を取れるもの(例えば勤労先の給与証明書、年金、保険、手当等の支払通知書等)は、この申告書に必ず添付してください。
- 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(支援法)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項の規定又は刑法の規定により処罰され、又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定により費用等を徴収されることがあります。

改正後

現行

第12号様式(第5条関係)

同 意 書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員の次に掲げる事項(支援給付廃止後は、1、3及び4を除き、支援給付を受けていた期間における事項に限る。)につき、青森県知事が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人に報告を求めることに同意します。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の支援給付の実施機関における支援給付の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

年 月 日

住 所  
氏 名

青森県知事 殿

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第13号様式(第5条関係)

(表)

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所  
事業所(雇主)名

次のとおり証明します。

氏名	( 歳 )	職名及び 職務内容	※ 認 定
住 所		当 月 支 払 見 込 月 分	
区 分			
勤 務 ( 就 労 ) 日 数			
給 与 額	基 本 給	月 給	円 円
	日 給 ( 円 )		
	家 族 手 当 ( 人 )		
	通 勤 手 当		
	時 間 外 手 当		
賞 与 額			
	小 計 (イ)		
控 除 額	所 得 税		
	市 町 村 民 税		
	健 康 保 険 料		
	厚 生 年 金 保 険 料		
	雇 用 保 険 料 労 働 組 合 費		
小 計 (ロ)			
差 引 支 給 額 ((イ)-(ロ))			
摘 要 欄			

給与額は、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

注1 記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後	現行
	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">給与証明書の記入上の注意</p> <p>1 当月における全ての給与額及び控除額について、それぞれの内訳を明らかにして記入してください。</p> <p>なお、当月の給与額について推定できない場合には「当月支払見込み」欄は空欄とし、推定できる場合には見込額により記入してください。</p> <p>2 摘要欄には、給与の定例支給日、次回の昇給又は賞与の予定年月日及び金額、現物給与のあるときはその品目及び数量等の参考事項を記入してください。</p> <p>3 ※欄には、記入しないでください。</p> <p>(備考) この証明書は、支援給付の申請者から青森県知事あてに支援給付についての申請がなされる場合に添付されるものです。なお、事実と違った証明をした場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(支援法)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項の規定又は刑法の規定により処罰され、又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定により費用等を徴収されることがありますから注意してください。</p>

改正後

現行

第14号様式(第5条関係)

		※ 町村役場 受付年月日	※ 県受付年月日
※ ケース番号	支援給付変更申請書		
中 国 人 等 の 留 留 又 特 者	氏 名		
	住 所		
現に受けている支援給付の種類		生活・住宅・介護・医療	
変 更 支 援 を 給 付 希 望 の 内 容	種 類	程 度	方 法
変 更 を 必 要 と す る 理 由			
上記のとおり、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の変更を申請します。			
年 月 日			
申請者 住 所 氏 名			
青森県知事 殿			

(記入上の注意) ※印欄には、記入しないでください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第15号様式(第5条関係)

住宅補修等計画書

(住宅補修・配電新設・水道新設・井戸新設・下水道新設)

申請者  
氏名

建物の規模・構造						
補修・新設を必要とする状況	1 住宅破損の状況又は水道等設備の現状と新設の必要性					
	2 補修・新設の規模(面積等明記のこと。)					
補修・新設のために必要とする費用の内訳	品名	規模	単価×数量=金額		備考	
			単価(円)	数量		金額(円)
合計						
その他参考事項						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第16号様式(第5条関係)

生 業 計 画 書

申請者氏名

1 生業計画の内容

イ 生業を行う者の氏名

ロ 生業を行う時期

ハ 生業を行う場所

ニ 生業の種類

2 生業を行うために必要な物とその金額

3 生業の見通し

イ 収入をあげ得る時期

ロ 収入見込額

ハ 収入をあげるために必要な材料代その他の費用

ニ 利益(ロからハを引いた額)

(記入上の注意) 「2 生業を行うために必要な物とその金額」欄は、技能修得の場合は、技能修得の種類、技能修得の期間、技能修得する場所及び年間経費を記入すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第17号様式(第5条関係)

葬祭支援給付申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住所  
申請者 氏名

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第18条第2項の規定による葬祭支援給付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

死者	氏名		葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日	・ ・	死亡時の住所又は居所	
葬祭(予定)日		・ ・		
葬祭費	遺留金品の額	差引不足額	備考	
円	円	円		
(添付書類) 1 死亡を証明する書類 2 葬祭に要した経費を明らかにする書類				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第18号様式(第6条、第10条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 閣

支援給付開始(変更)決定通知書

あなたに対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付について、下記のとおり開始(変更)することに決定したので通知します。

記

1 支援給付の種類及び額

支援給付の種類	生活支援給付(円)	住宅支援給付(円)	一時支援給付(円)	支援給付計(円)	本人支払額(円)
月分支給・追給額					
月分支給・追給額					
月分以降支給額					

一時支援給付の内容(再掲)

生活支援給付(円)	住宅支援給付(円)	介護支援給付(円)	医療支援給付(円)	出産支援給付(円)	生業支援給付(円)	葬祭支援給付(円)

介護支援給付自己負担額 円(事業者名 )  
円(事業者名 )  
円(事業者名 )

医療支援給付自己負担月額 円  
年 月 日

- 2 支援給付開始(変更)年月日
- 3 支援給付の方法
- 4 支援給付を開始(変更)した理由
- 5 決定通知を申請のあった日から14日以内になかった理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第18号様式の2(第6条、第10条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

配偶者支援金支給決定通知書

あなたに対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給について、下記のとおり行うことに決定したので通知します。

記

- 1 配偶者支援金の支給の開始時期 年 月
- 2 配偶者支援金の額 円
- 3 配偶者支援金の支給を決定した理由
- 4 決定通知を申請のあった日から14日以内にしなかった理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第19号様式(第6条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 閣

支援給付停止(廃止)決定通知書

あなたに対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付について、下記のとおり停止(廃止)することに決定したので通知します。

記

- 1 停止(廃止)した支援給付の種類
- 2 停止する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 停止(廃止)する理由

(敬示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第13条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第19号様式の2(第6条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

配偶者支援金支給停止(廃止)決定通知書

あなたに対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給について、下記のとおり停止(廃止)することに決定したので通知します。

記

- 1 停止する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 廃止する時期 年 月 日
- 3 停止(廃止)する理由

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁判がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第20号様式(第6条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

支援給付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付については、下記の理由により却下します。

記

中国残留邦人等 又はその特定配 偶者の氏名	住 所
1 却下理由	
2 この通知を申請のあった日から14日以内にしなかった理由	

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第20号様式の2(第6条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

配偶者支援金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給については、下記の理由により却下します。

記

特定配偶者の氏名	住 所
1 却下理由	
2 この通知を申請のあった日から14日以内にしなかった理由	

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となります。)、提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)から50日(当該審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日)を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第21号様式(第7条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

検 診 命 令 書

下記により検診を受けてください。

記

検 診 を 受 け る 日 時		年 月 日 午 前 時 分 後
検 診 を 行 う 医 療 機 関	名 称	
	所 在 地	
	担当医師等の氏名	
備 考		
注 意	1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(支援法)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。 3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止されることがあります。 4 この検診命令について疑問がある場合には、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課に相談してください。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第22号様式(第7条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

検 診 依 頼 書

下記の者に対し貴院(所)において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定による検診を受けるよう命じましたから、御多忙のところ恐縮に存じますが、検診結果を別添検診書により提出して下さるようお願いいたします。

記

検診を受ける者	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	現住所	
検診を受ける日 時		年 月 日 午 前 時 分 午 後
検 診 目 的		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第23号様式(第7条関係)

検 診 書

年 月 日

青森県知事 殿

医療機関の所在地  
医療機関の名称  
院 (所) 長  
担当医師

検診を受けた者

現住所

氏 名

( 歳) 男・女

上記の者に対する検診結果は、下記のとおりです。

記

傷病名	
病状	
担当 医師 意見	治療継続の必要性 治療不要・入院 か月・外来 か月 稼働能力の程度 稼働不能・家事炊事・内職・事務・店員・清掃員・農業・土木 作業・その他( ) その他の意見
(注意) この検診書は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課長あて直接送付してください。	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第24号様式(第7条関係)

検 診 料 請 求 書

年 月 日

青森県知事 殿

医療機関の所在地  
医療機関の名称  
医療機関の長の氏名  
(開設者の氏名(名称  
及び代表者の氏名))

下記のとおり請求します。

記

受診者氏名		現住所	
請求内容	診療料	点	(検査名等)
	小計	( 円)	
文書料	円	請求額	円

(注意) 1 この請求書により、直接青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課長あて請求してください。  
2 文書料は、検診結果について所定の様式(検診書)以外の書面を作成した場合に限り請求できます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第25号様式(第8条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

扶 養 照 会 書

あなたの\_\_にあたる\_\_\_\_さん(住所\_\_\_\_)は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を申請して(受けて)いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第4条第2項の規定では民法に定められた扶養義務者による扶養は支援給付に優先して行われるものとされております。

つきましては、支援給付の決定又は実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までに御回答ください。

(特記事項)

(担当者 )

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A縦長とする。

改正後

現行

別紙

扶 養 届 書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
氏 名

先に照会のあった私の\_\_\_\_\_に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から(又は既に行っている。)
具体的な支援の内容及び 頻 度	※緊急連絡先(電話番号 — — )

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可(理由 _____)
援助の開始時期	年 月から(又は既に行っている。)
援助の方法・程度	①金銭により毎月(年) _____ 円送付する。 ②物品により毎月(年) _____ を _____ 程度送付する。 ③氏名 _____ を引き取る。 ④その他 _____

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況

氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
本人	・	・			円
	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			

上記のうち私の\_\_\_\_\_についての

①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 \_\_\_\_\_

②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 \_\_\_\_\_ (円)

(2) 資 産 の 状 況	有	①家屋 m <sup>2</sup> (坪)	②宅地 m <sup>2</sup> (坪)	
	無	③田畑 m <sup>2</sup> (坪)	④山林等 m <sup>2</sup> (坪)	
(3) 負 債 の 状 況	有	負債の内容 _____	返済月(年)額 _____ 円	返済の終了予定 _____ 年 月
	無	住宅ローン _____ その他( _____ )		
(4) 健 康 保 険 等 の 加 入 状 況		①国民健康保険②健康保険③共済( _____ )		
		④その他( _____ )		

上記で①以外に加入している場合 \_\_\_\_\_ については被保険者として  
①認定されている。②認定されていない。  
③認定手続をとるつもりである。

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写し等その状況が明らかになる書類を添付してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第25号様式の2(第8条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

支援給付開始通知書

あなたの\_\_にあたる\_\_\_\_さん(住所\_\_\_\_)に対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の開始を決定しますので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第8項の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請者の氏名	
支援給付の開始の申請があった日	年 月 日

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第24条

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第25号様式の3(第8条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

扶養義務報告依頼書

あなたの\_\_にあたる\_\_\_\_さん(住所\_\_\_\_)は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)による支援給付を申請して(受けて)いますが、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は支援給付に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定又は実施等のため必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、支援給付の決定又は実施等のため必要がありますので、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第2項の規定により、扶養義務を履行しない理由について、別紙扶養義務報告書により 年 月 日までに報告を求めます。

(特記事項)

(担当者 )

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第28条

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

別紙

扶養義務報告書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
氏 名

先に求めのあった私の \_\_\_\_\_ に対する扶養義務を履行しない理由について、次の  
とおり報告します。

(扶養義務を履行しない理由)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第1号様式(第4条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 

入所(義護)依頼書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第30条第1項ただし書の規定により、下記の者の入所(義護)について委託します。

記

氏名		生年月日	・	・	性別	男・女
住所						
本籍						
委託の予定年月日	・	・	支 援 給 付 開 始 年 月 日	・	・	
備考						
(添付書類)	1 基本調査書の写し 2 戸籍謄本 3 健康診断書					


注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第26号様式(第9条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 

入所(義護)依頼書

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第30条第1項ただし書の規定により、下記の者の入所(義護)について委託します。

記

氏名		生年月日	・	・	性別	男・女
住所						
本籍						
委託の予定年月日	・	・	支 援 給 付 開 始 年 月 日	・	・	
備考						
(添付書類)	1 基本調査書の写し 2 戸籍謄本 3 健康診断書					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



改正後

第2号様式(第5条関係)

番 号  
年 月 日

青森県知事 殿

市町村長

保護施設設置届出書

保護施設を設置したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第40条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施設名称		施設の種類	
施設の所在地			
取扱定員			
事業開始予定年月日	年 月 日		
(添付書類) 1 設置の理由書 2 設置条例(案) 3 敷地面積及び建物その他の設備の規模・構造を明らかにする書類(建物の配置図、平面図、立面図及び室別面積表を添付すること。) 4 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の名氏及び経歴を明らかにする書類 5 収支予算書及び経理の方針 6 市町村の区域外に設置する場合は、設置予定地の市町村の同意書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第28号様式(第11条関係)

番 号  
年 月 日

青森県知事 殿

市町村長

保護施設設置届出書

保護施設を設置したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第40条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施設名称		施設の種類	
施設の所在地			
取扱定員			
事業開始予定年月日	年 月 日		
(添付書類) 1 設置の理由書 2 設置条例(案) 3 敷地面積及び建物その他の設備の規模・構造を明らかにする書類(建物の配置図、平面図、立面図及び室別面積表を添付すること。) 4 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の名氏及び経歴を明らかにする書類 5 収支予算書及び経理の方針 6 市町村の区域外に設置する場合は、設置予定地の市町村の同意書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

名 称  
申請者 住 所  
代表者氏名

保護施設設置認可申請書

保護施設を設置したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第41条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施 設 の 名 称		施 設 の 種 類	
施 設 の 所 在 地			
取 扱 定 員			
事業開始予定年月日	年 月 日		
(添付書類) 1 設置の理由書 2 設置者たる法人の寄附行為、定款その他の基本的約款の写し 3 設置者たる法人の財産目録(登記事項証明書及び預貯金証明書を添付すること。) 4 敷地面積及び建物その他の設備の規模・構造を明らかにする書類(建物の配置図、平面図、立面図及び室別面積表を添付すること。) 5 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の名及び経歴を明らかにする書類 6 収支予算書及び経理の方針 7 設置予定地の市町村の意見書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第29号様式(第11条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称  
申請者 住 所  
代表者氏名

保護施設設置認可申請書

保護施設を設置したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第41条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施 設 の 名 称		施 設 の 種 類	
施 設 の 所 在 地			
取 扱 定 員			
事業開始予定年月日	年 月 日		
(添付書類) 1 設置の理由書 2 設置者たる法人の寄附行為、定款その他の基本的約款の写し 3 設置者たる法人の財産目録(登記事項証明書及び預貯金証明書を添付すること。) 4 敷地面積及び建物その他の設備の規模・構造を明らかにする書類(建物の配置図、平面図、立面図及び室別面積表を添付すること。) 5 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の名及び経歴を明らかにする書類 6 収支予算書及び経理の方針 7 設置予定地の市町村の意見書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称  
申請者 住 所  
代表者氏名

保護施設変更認可申請書

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた保護施設について変更したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第41条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設 の 名 称		施設 の 種 類	
施設 の 所 在 地			
変 更 事 項 の 変 更 前		変 更 事 項 の 変 更 後	
変 更 の 理 由			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		
(添付書類)			
1 寄附行為、定款その他の基本的約款を変更したときは、その写し 2 建物その他の設備の規模・構造を変更したときは、設備明細書、立面図、平面図又は室別面積表のうち変更内容がわかる書類 3 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の変更の場合は、履歴書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第30号様式(第12条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称  
申請者 住 所  
代表者氏名

保護施設変更認可申請書

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた保護施設について変更したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第41条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設 の 名 称		施設 の 種 類	
施設 の 所 在 地			
変 更 事 項 の 変 更 前		変 更 事 項 の 変 更 後	
変 更 の 理 由			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		
(添付書類)			
1 寄附行為、定款その他の基本的約款を変更したときは、その写し 2 建物その他の設備の規模・構造を変更したときは、設備明細書、立面図、平面図又は室別面積表のうち変更内容がわかる書類 3 経営の責任者及び保護の実務に当たる幹部職員の変更の場合は、履歴書			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第 5 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

施 設 名  
施設の長の氏名

被 支 援 者 状 況 変 更 届 書

被支援者の状況について、下記のとおり変更があったので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第48条第4項の規定により届け出ます。

記

被 支 援 者 氏 名		性 別		年 齢	
被支援者の入所前の住所					
変 更 の 内 容					
変 更 が 生 じ た 期 日					
備 考					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第31号様式(第13条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

施 設 名  
施設の長の氏名

被 支 援 者 状 況 変 更 届 書

被支援者の状況について、下記のとおり変更があったので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第48条第4項の規定により届け出ます。

記

被 支 援 者 氏 名		性 別		年 齢	
被支援者の入所前の住所					
変 更 の 内 容					
変 更 が 生 じ た 期 日					
備 考					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第6号様式(第8条関係)

青森県知事 殿  
市町村長

年 月 日

名 称  
住 所  
代表者氏名

保護施設廃止(事業縮小(休止))報告(通知)書

保護施設を廃止(事業を縮小(休止))したので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法施行規則第7条(第8条)の規定により、下記のとおり報告(通知)します。

記

施設の名称	施設の種類
施設の所在地	
廃止(事業縮小(休止))年月日	年 月 日
廃止(事業縮小(休止))の理由	
(添付書類) 1 現に入所している者に対する措置が個人ごとに明らかになる書類 2 財産の処分に関する書類 3 交付金又は補助金の残額が明らかになる書類	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第32号様式(第14条関係)

青森県知事 殿  
市町村長

年 月 日

名 称  
住 所  
代表者氏名

保護施設廃止(事業縮小(休止))報告(通知)書

保護施設を廃止(事業を縮小(休止))したので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法施行規則第7条(第8条)の規定により、下記のとおり報告(通知)します。

記

施設の名称	施設の種類
施設の所在地	
廃止(事業縮小(休止))年月日	年 月 日
廃止(事業縮小(休止))の理由	
(添付書類) 1 現に入所している者に対する措置が個人ごとに明らかになる書類 2 財産の処分に関する書類 3 交付金又は補助金の残額が明らかになる書類	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称  
申請者 住 所  
代表者氏名

保護施設休止(廃止)認可申請書

保護施設を休止(廃止)したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第42条の規定により、その時期について下記のとおり申請します。

記

施設の種類	
施設の種類	
施設の所在地	
休止(廃止)予定年月日	年 月 日
休 止 ( 廃 止 ) の 理 由	
(添付書類) 1 現に入所している者に対する措置が個人ごとに明らかになる書類 2 財産の処分に關する書類 3 交付金又は補助金の残額が明らかになる書類	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第33号様式(第14条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

名 称  
申請者 住 所  
代表者氏名

保護施設休止(廃止)認可申請書

保護施設を休止(廃止)したいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第42条の規定により、その時期について下記のとおり申請します。

記

施設の種類	
施設の種類	
施設の所在地	
休止(廃止)予定年月日	年 月 日
休 止 ( 廃 止 ) の 理 由	
(添付書類) 1 現に入所している者に対する措置が個人ごとに明らかになる書類 2 財産の処分に關する書類 3 交付金又は補助金の残額が明らかになる書類	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第34号様式(第15条関係)

番 号  
年 月 日

殿

青森県知事 印

支援給付費等繰替支弁金請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(同法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法第72条第2項の規定による 年 月分の支援給付費繰替支弁金として、上記のとおり請求します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第35号様式(第15条関係)

支援給付費等繰替支弁金計算書

支給金額 円

支援給付又は配偶者支援金に係る中国残留邦人等又はその特定配偶者の氏名	居住地	世帯人員(実人員)(人)	生活支援給付		住宅支援給付		介護支援給付		医療支援給付		出産支援給付		生業支援給付		葬祭支援給付	配偶者支援金	施設事務費	合計		
			居宅	入所等	家賃	家屋補修	居宅	施設	居宅	入所等	居宅	入所等の別	就労助成	技能修得						
			人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額					人員	金額
			人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円					人	円
徴収、返納その他の収入(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(同法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によることとされる生活保護法施行令第10条該当)																				
差引繰替支弁金請求額																				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A3横長とする。

改正後

現行

第36号様式(第16条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

施設名  
施設長等 氏 名  
〔住 所〕  
〔氏 名〕

保護施設事務費(委託事務費)請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、年 月 から 年 月 までの保護施設事務費(委託事務費)として、別紙保護施設事務費(委託事務費)算出明細書を添付し、上記のとおり請求します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

別紙

保護施設事務費(委託事務費)算出明細書  
(施設名等)

被支援者 氏名	保護施設事務費(委託事務費)の内訳					備考
	区 分	月 (円)	月 (円)	月 (円)	合 計 (円)	
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	請 求 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	請 求 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	請 求 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	請 求 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	請 求 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	請 求 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	請 求 額					
合 計	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	請 求 額					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

第 8 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

施設名  
施設長等 氏 名  
〔住 所〕  
〔氏 名〕

保護施設事務費(委託事務費)精算書

年 月 から 年 月 までの保護施設事務費(委託事務費)について、青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第16条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

各月初日現在の 被支援者数	基準額 A(円)	本人 支払額 B(円)	所要額 (A-B) C(円)	交付済額 D(円)	過不足額 (C-D) E(円)	備考
月 人						
合計						

(添付書類)保護施設事務費(委託事務費)精算内訳書(別紙)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

現行

第37号様式(第16条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

施設名  
施設長等 氏 名  
〔住 所〕  
〔氏 名〕

保護施設事務費(委託事務費)精算書

年 月 から 年 月 までの保護施設事務費(委託事務費)について、青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第16条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

各月初日現在の 被支援者数	基準額 A(円)	本人 支払額 B(円)	所要額 (A-B) C(円)	交付済額 D(円)	過不足額 (C-D) E(円)	備考
月 人						
合計						

(添付書類)保護施設事務費(委託事務費)精算内訳書(別紙)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

別紙

保護施設事務費(委託事務費)精算内訳書  
(施設名等 )

被支援者 氏名	保護施設事務費(委託事務費)の内訳					備考
	区 分	月 (円)	月 (円)	月 (円)	合 計 (円)	
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	所 要 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	所 要 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	所 要 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	所 要 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	所 要 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	所 要 額					
	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	所 要 額					
合 計	基 準 額					
	本 人 支 払 額					
	所 要 額					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第38号様式(第17条関係)

例による生活保護法第77条の2第1項の徴収金充当申出書

私は、 年 月分からの支援給付金又は配偶者支援金の額のうち、青森県知事と協議し定める額について、当該支援給付金又は配偶者支援金の交付又は支給の期日をもって、  
年 月 日付け 第 号費用徴収額決定通知書に基づく中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第14条第4項(支援法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法(以下「例による生活保護法」という。)第77条の2第1項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の納入に充てる旨を、例による生活保護法第78条の2第1項の規定に基づき申し出ます。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで支援給付金又は配偶者支援金から徴収金の納入に充てるものとします。

年 月 日

住 所  
氏 名

青森県知事 殿

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

改正後

現行

第39号様式(第17条関係)

※番 号

例による生活保護法第78条第1項の徴収金充当申出書

私は、不実の申告など不正な手段により支援給付又は配偶者支援金の支給を受けた場合は、交付され、又は支給される支援給付金又は配偶者支援金の額のうち青森県知事と協議し定める額について、当該支援給付金又は配偶者支援金の交付又は支給の期日をもって中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第14条第4項(支援法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法(以下「例による生活保護法」という。)第78条第1項の規定による徴収金(以下「徴収金」という。)の納入に充てる旨を、下記の内容について確認した上で、例による生活保護法第78条の2第1項の規定に基づき申し出ます。

なお、本申出の撤回又は内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで支援給付金又は配偶者支援金から徴収金の納入に充てるものとします。

記

- 1 支援給付及び配偶者支援金の制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、徴収金は必ず全額納入しなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して一括して納入することが困難な場合は、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金又は配偶者支援金から徴収金の納入に充てること。

年 月 日

住 所  
氏 名

青森県知事 殿

(記入上の注意)※印欄には、記入しないでください。  
注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。